

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

長期譲渡所得の税率を見直し

Q：個人の長期譲渡所得の税率が改正されると聞きましたが……。

A：個人が、譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年を超える土地建物等を譲渡した場合には長期譲渡所得となります。

また、譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下又は譲渡のあった年に取得したものの譲渡の場合は、短期譲渡所得となります。

長期譲渡所得も短期譲渡所得も、他の所得とは合算されず分離課税されます。

長期譲渡所得の税率は一律39%の税率が適用されていました。

しかし、昨年12月に、自民党、社会党、新党さきがけの連立与党による平成7年度税制改正大綱と政府税調による平成7年度の税制改正に関する答申が、ほぼ同時に明らかにされました。それによりますと、個人の長期譲渡所得の税率が平成7年1月1日以降譲渡分から見直されることとなりました。

具体的には、特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分については32.5%税率を適用し、4,000万円超部分については従来どおり39%税率を適用することとなります。

例えば、特別控除後の譲渡益が5,000万円だとすると、改正前は税金が1,950万円であったのが、改正後は1,690万円となります。

